

公害防止責任者 振動

製造業であること  
常時使用する従業員の数が21人以上

(1) 振動規制法施行令別表第1

一 金属加工機械	
イ	液圧プレス(矯正プレスを除く)
ロ	機械プレス
ハ	せん断機 (原動機の定格出力が1kW以上のものに限る)
ニ	鍛造機
ホ	ワイヤーフォーミングマシン (原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る)
二 圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)	
三	
イ	土石用又は鉱物用の破碎機 (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る)
ロ	土石用又は鉱物用の摩砕機 (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る)
ハ	土石用又は鉱物用のふるい (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る)
ニ	土石用又は鉱物用の分級機 (原動機の定格出力の合計が7.5kW以上のものに限る)
四 織機	
五	
イ	コンクリートブロックマシン (原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る)
ロ	コンクリート管製造機械 (原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る)
ハ	コンクリート柱製造機械 (原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る)
六 木材加工機械	
イ	ドラムバーカー
ロ	チップパー (原動機の定格出力の合計が2.2kW以上のものに限る)

七 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る)	
八	
イ	ゴム練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る)
ロ	合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る)
九 合成樹脂用射出成形機	
十 鋳型造型機(ジヨルト式のものに限る)	

(2)群馬県の生活環境を保全する条例施行規則別表第12

一	圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る)
二	送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る)
三	シェイクアウトマシン
四	オシレイティングコンベア
五	ダイカストマシン